

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500015号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月30日から同年5月1日まで

私は、A事業所を昭和60年4月30日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が退職日の翌日となっておらず、同日となっていることに納得できない。昭和60年5月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該通知書の備考欄には「退職 昭和60年4月29日」と記載されている上、雇用保険の記録によると、離職日は昭和60年4月29日となっており、前述の通知書における退職日も一致している。

また、A事業所は、請求者に係る人事記録等の資料を保管していない旨回答している上、オンライン記録により請求期間における同事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務状況について推認することができない。

さらに、A事業所は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。